

2. 警察の取組み

警察では、薬物問題を治安の根幹に関わる重大な問題ととらえ、**薬物の供給の遮断及び需要の根絶**を目指し、総合的な薬物対策を推進しています。

●コントロールド・デリバリーの実施件数の推移 (平成14～18年)

区分	年次	14	15	16	17	18
実施件数		26	63	78	42	29

●麻薬特例法の適用件数の推移 (平成14～18年)

区分	年次	14	15	16	17	18
業として行う不法輸入等(5条)		43	32	45	47	40
薬物犯罪収益等隠匿(6条)		0	8	5	3	5
薬物犯罪収益等收受(7条)		0	2	0	2	5

① 供給の遮断

薬物の供給を遮断するためには、薬物の流入を**水際で阻止**し、密輸入・密売を行っている**薬物犯罪組織を壊滅**することが必要です。

警察では、外国の取締機関や海上保安庁、税関、入国管理局等の国内関係機関との連携を強化し、コントロールド・デリバリー等の効果的な捜査手法を活用するなど、密輸入事件の摘発と薬物の供給ルートへの解明に努めています。また、薬物犯罪組織は、薬物の密輸・密売により得られるばく大な薬物犯罪収益によって組織の維持、拡大を図っていることから、資金面からの打撃を与えるために、**麻薬特例法**等を積極的に活用して、**薬物犯罪収益のはく奪**等の対策を推進しています。



関係機関との合同訓練

② 需要の根絶

薬物の需要の根絶のためには、ひとりひとりが「薬物乱用は許さない」という強い意識を持ち、**薬物乱用を拒絶する規範意識**が社会全体に保たれていることが必要です。

警察では、**末端乱用者の検挙**を徹底するとともに、関係機関・団体との協力による**広報啓発活動**を展開して、薬物の危険性、有害性についての正しい知識の醸成、維持に努め、薬物乱用を拒絶する社会環境づくりを推進しています。

特に、少年については、薬物の危険性・有害性を正しく認識することが重要であることから、学校等との連携を強化し、**薬物乱用防止教室**を開催しているほか、薬物乱用防止広報車を活用して、家庭・地域に対する各種広報啓発活動を推進しています。また、関係機関・団体と連携し、薬物乱用少年の早期発見・補導に努めています。

このほか、各大学と連携しながら、大学生を対象とする薬物乱用防止広報啓発活動も推進しています。



薬物乱用防止大会



第12回アジア・太平洋薬物取締会議

③ 国際協力の推進

薬物の不正取引は、薬物犯罪組織により国境を越えて行われ、一国のみでは解決できない問題であることから、サミット、国際連合等の国際的な枠組みの中でも、地球規模の重大な問題として、その解決に向けた取組みがなされています。

警察では、国境を越えて行われる薬物の不正取引に対処するため、各種国際会議への参加、捜査員の相互派遣等を通じた**海外の取締機関等との情報交換**等の国際捜査協力に努めています。

また、薬物の供給源となっている国の薬物取締能力の向上等を図るため、ODA事業の一環として、警察庁主催により「**アジア・太平洋薬物取締会議**」を開催しているほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）との協力により、「**薬物犯罪取締セミナー**」の開催、技術協力プロジェクト（タイ薬物対策地域協力プロジェクト等）への警察職員の派遣や研修員の受入れ等の技術協力を推進しています。